



平成 27 年 3 月 4 日

各 位

会社名 第一屋製パン株式会社
代表者名 代表取締役社長 門 脇 宜 人
(コード番号 2215 東証第 1 部)
問合せ先 取締役コーポレート本部長兼経理部長
小 室 英 夫
(TEL. 042-344-7601)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役がその期待された役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 25 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第 25 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(社外取締役の責任限定契約)
第 25 条～第 32 条 (条文省略)	第 25 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
(新設)	第 26 条～第 33 条 (現行どおり)
	(社外監査役の責任限定契約)
	第 34 条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第 33 条～第 38 条 (条文省略)	第 35 条～第 40 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 3 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 3 月 27 日 (金)

以上